

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成17年3月30日
2. 認定事業者名 株式会社びわこ銀行
3. 事業再構築の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

当行は、平成11年9月以降取り組んできた3次に亘る中期経営計画（ニューウェーブ60、ベストパートナーびわこ、ニューベストパートナーびわこ）を通じ、資産構成の是正、財務基盤の強化、営業力の強化、コーポレート・ガバナンスの確立を目的に様々な施策を展開してきた。具体的には、預貸金の小口化と取引先数の増加による調達・運用構造の再構成を中心とした資産内容の改善、限られた資源を有効活用しつつ営業力を高めるため徹底したローコスト・オペレーションの実践、執行役員制度の導入や法令遵守態勢の整備によるコーポレート・ガバナンスの強化等に取り組み一定の成果を実現してきた。また、財務面の課題については、不良債権処理の促進、繰延税金資産の縮減、保有有価証券の減損対応、厚生年金基金の代行返上等、課題克服に向けた取り組みを順次実行してきた。

今般、平成17年3月期決算に当たり、課題を残していた不良債権問題に区切りをつけ、今後追加負担が発生しない水準まで最終処理を行うことを決断し、不良債権比率を前年度比ほぼ半減（9.93%→5.3%台）させ、平成19年3月期2%台まで引き下げるべくその道筋を鮮明にした。同時に、株式会社三井住友銀行全額引き受けの第三者割当増資（優先株発行）を実施し、財務体質の強化を図る。

今後は、中期経営計画「フェニックス計画」に則り、営業力の強化に向け顧客との真の信頼関係に基づいた取引関係を構築し、「中小企業専門銀行・住宅ローン銀行・環境銀行」への取り組みを一層推し進めることにより、業発力の強化・収益力の向上を図り、内部留保の回復と安定した株主配当を行っていく。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成19年3月期には平成16年3月期との比較において、自己資本当期利益率が19.71%ポイント改善すると見込んでいる。

4. 事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

① 中核的事業

地元中小企業・個人事業主および家計個人取引

② 選定理由

地域金融機関には、銀行業務を通じて地域社会と共に歩み、地域のお客さまのために役立つ機能が求められていると考えており、地元のお客さまから預金をお預かりし、地元の事業者・家計個人の資金ニーズに的確にお応えすることが最大の使命と認識している。

滋賀県の地域金融機関として「中小企業専門銀行・住宅ローン銀行・環境銀行」の特性を鮮明にし、よりきめ細かな営業体制を構築することで、お客さまに最も適した金融サービスを効率的に提供する方針である。

(2) 事業再構築を行う場所

株式会社びわこ銀行：滋賀県大津市中央四丁目5番12号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成17年3月～終了時期：平成19年3月

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数

平成17年2月末実績 850人

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

平成19年3月末計画 800人

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

平成19年3月末計画 800人

(4) (3)中、新規採用される従業員数 70人

(5) 事業再構築に伴い出向又は解雇される従業員数

予定なし

(別表)

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	<ul style="list-style-type: none">・財務体質の強化を図るため優先株式発行による第三者割当増資を実施する。・増資内容<ul style="list-style-type: none">①新株式の名称 株式会社びわこ銀行第二回甲種優先株式②発行株式数 23,125,000株③発行価額 1株につき800円④発行価額の総額 18,500,000,000円⑤発行価額中資本に組み入れない額 1株につき400円⑥資本組入額の総額 9,250,000,000円⑦申込期日 平成17年3月30日⑧資本増加日 平成17年3月30日⑨発行方法 第三者割当の方法により、株式会社三井住友銀行に23,125,000株割り当てる。・上記の増資資金については、主として中小企業・個人事業主および家計個人向け貸出金に充当する。また営業体制を再構築し、中核事業と位置付ける地域の事業者・家計個人の資金ニーズを的確に把握し、よりきめ細かな対応を行う。・優先株式の発行により増加する資本金<ul style="list-style-type: none">増加前の資本金 30,402,314千円増加する資本金 9,250,000千円増加後の資本金 39,652,314千円	租税特別措置法第80条の2認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業革新		
<p>第 2 条 第 2 項 第 2 号ハ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・優先株式の発行による資本増強により強固な財務体質を構築でき、地域の中小企業・個人事業主、家計個人に対する円滑な資金供給が可能となる。 ・中期経営計画「フェニックス計画」に基づき、営業態勢の強化とコーポレート・ガバナンスの課題克服を主眼とした取り組みを推し進めており、今般の抜本的な財務体質の強化により不良債権問題にめどをつけ、顧客との真の信頼関係に基づいた取引関係を構築し、高い収益力につながる営業基盤を確立する。 ・「中小企業専門銀行・住宅ローン銀行・環境銀行」の三本柱を標榜し、地域金融機関として金融サービスの充実を図り、顧客ニーズに的確に応えることで取引先間口の拡大につなげる。 ・中小企業・個人事業主、家計個人に対し、よりきめ細かな営業活動を行うため営業体制を見直し、法人営業部門とリテール営業部門とに区分した営業体制を構築することで、相談機能の充実と付加価値の高い営業活動を展開する。 ・中小企業・個人事業主向け融資取引を推進するため、スコアリング手法を活用した無担保・無保証小口ローン「スピードローンⅠ」を取扱っているが、引き続きビジネスローンの商品内容を充実することで、取引先の資金ニーズに機動的かつ的確に対応し中小企業向け貸出を増強する。 ・家計個人取引については、住宅ローンの推進を主眼として、個人ローンの増強に努める。また、取引先個々のライフスタイルにあった金融サービスの提供により「豊かな資産形成のお手伝い」を実践する。 ・具体的な数値基準 中小企業・個人事業主向け貸出および住宅ローンを中心とした個人向けローンを推進することで、安定した資金利益を計上する一方、効率化のための諸施策を講じ体制整備を図ることによって、強固な経営体質を築き上げる。 平成 19 年 3 月期には平成 16 年 3 月期との比較において、業務粗利益 1 円当たりの経費を 8.42%低減させる。 	